

公益社団法人 日本コンクリート工学会
年次論文査読委員会規程

平成 2年 8月 23日 制定
平成 4年 2月 28日 改正
平成 11年 10月 27日 改正
令和 元年 5月 22日 改正
令和 4年 5月 24日 改正

(目的)

第1条 この規程は、コンクリート工学年次大会委員会（以下「大会委員会」という。）の下に設けられた年次論文査読委員会（以下「査読委員会」という。）の組織、職務及び運営等について定める。

(組織)

第2条 査読委員会は、学識経験者からなる委員 50名以内をもって組織し、原則として担当するコンクリート工学年次論文集発刊の 10か月前を活動年度の起点とする。
2. 委員は第3条に定める委員長が指名する。

(委員長及び幹事等)

第3条 査読委員会に、委員長 1名及び幹事若干名を置く。必要に応じて幹事のうち 1名を幹事長とすることができる。
2. 委員長は、会長が指名する。
3. 幹事長及び幹事は、委員のうちから委員長が指名する。

(任期)

第4条 委員長の任期は 2年とする。
2. 幹事長、幹事及び委員の任期は 2年とし、重任を妨げない。任期満了による交代（重任を含む）は、原則として半数ずつとする。
3. 任期途中で交代した委員の任期は、前任者の残りの期間とする。

(職務)

第5条 査読委員会は、次の各号の業務を行う。ただし、重要事項については必要に応じて、大会委員会に付議する。
(1) コンクリート工学年次論文・報告の採否の決定

- (2) コンクリート工学年次論文集の編集
- (3) 年次論文奨励賞に対する評価
- (4) その他、必要な事項

(運営)

第6条 委員会は、委員長が必要の都度招集し、運営に当たる。

(査読要領)

第7条 査読要領については、別に細則で定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、査読委員会が発議し、大会委員会及び企画調整会議の議を経て、理事会が決定する。

附 則

1. この規程は、平成2年8月23日から施行する。
2. この規程の改正は、令和4年5月24日から施行する。